

お詫びと訂正

弊社刊行の『ケアマネジャー試験ワークブック 2015』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。
お詫びして、訂正させていただきます。(2015年9月7日)

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
10 頁	上 9 行目	移行の時期は、2015（平成 27）年 4 月から始まり、 <u>3 年後の 2018（平成 30）年 3 月末</u> とされています。	移行の時期は、2015（平成 27）年 4 月から始まり、 <u>2017（平成 29）年 3 月末までにすべての市町村で実施し、2018（平成 30）年 3 月末までに移行を完了すること</u> とされています。	2015/ 07/24 更新
68 頁	基礎理解度 CHECK!! 問 2	通所リハビリテーションとは、 <u>介護保険施設</u> ・病院・診療所等において、要介護者に理学療法士等がリハビリテーションを行うものである。	通所リハビリテーションとは、 <u>介護老人保健施設</u> ・病院・診療所等において、要介護者に理学療法士等がリハビリテーションを行うものである。	2015/ 07/24 更新
76 頁	上 10 行目	<u>利用者負担割合証明書</u>	<u>介護保険負担割合証</u>	2015/ 09/07 更新
79 頁	上 17 行目 <2015（平成 27）年 8 月より>の表 アドバイス	<u>44,000 円</u>	<u>44,400 円</u>	2015/ 07/24 更新
206 頁	基礎理解度 CHECK!! 4 解答	× <u>特定疾病に該当するには、ホーエン&ヤールのステージⅢ以上、かつ、生活機能障害度Ⅱ・Ⅲ度である必要がある。</u>	× <u>ホーエン&ヤールのステージⅢ以上、かつ、生活機能障害度Ⅱ・Ⅲ度である必要があるのは、特定疾患である。</u>	2015/ 07/24 更新
286 頁	基礎理解度 CHECK!! 5 解答	医療機関の薬剤師が行う場合には <u>月 4 回</u> までを限度として算定できる。	医療機関の薬剤師が行う場合には <u>月 2 回</u> までを限度として算定できる。	2015/ 07/24 更新

308 頁	上 7 行目	●在宅復帰支援機能加算	●在宅復帰・ <u>在宅療養</u> 支援機能加算	2015/ 07/24 更新
309 頁	2 つ目のプラス α	療養食加算は、経口移行加算または経口維持加算を算定している場合は、 <u>算定できません。</u>	療養食加算は、経口移行加算または経口維持加算を算定していても <u>算定できます。</u>	2015/ 07/24 更新
416 頁	基礎理解度 CHECK!! 2 解答	<u>○</u>	× <u>入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福施設の他の職務に従事することができる。</u>	2015/ 07/24 更新